



ハッピーごまちゃん®



●発行／八潮市 ●編集／秘書広報課 〒340-8588八潮市中央1-2-1
TEL 048(996)2111(代表) ホームページ <http://www.city.yashio.lg.jp/>
FAX 048(995)7367 Eメール hishokoho@city.yashio.lg.jp



左のQRコードから「八潮市公式ホームページ」へアクセスできます。



啓発品を受け取る市内在住の兄弟



啓発活動の様子



開会式の様子

自転車ヘルメットの購入費用を補助します！

対▼申請日現在、過去1年以内に自転車ヘルメットを購入した市内在住の中学生以下の方（15歳に達する日以降最初の3月31日までの間にある方）および高齢者（65歳以上の方〈自転車ヘルメット購入時〉）

※申請は保護者や同一世帯の方もできます。通学用ヘルメットは対象外です。

内購入費用の2分の1で2,000円を限度（100円未満は切り捨て）

定100人（申込順）※1人につき1回まで

申交通防犯課

※必要書類など詳しくは、市ホームページをご覧ください。



啓発用品と啓発チラシ

問交通防犯課 ☎397

春の全国交通安全運動
自転車ものれば車のなかまいり

4月7日、やしお駅前公園で、春の全国交通安全運動の一環として、街頭キャンペーンを実施しました。街頭キャンペーンでは、草加警察署や交通安全関係団体などと協力し、八潮駅周辺の歩行者や自転車を利

市の人口と世帯数

平成29年(2017年) 4月1日現在

前月比

人口 …… 87,527人 (+202人)
男 …… 45,490人 (+97人)
女 …… 42,037人 (+105人)
世帯 …… 39,704世帯 (+330世帯)

今月の主な内容

アセットマネジメントの取り組み／集中豪雨に注意しましょう… ②
国民健康保険からのお知らせ… ③
あなたのまちの民生委員・児童委員／八潮らしい街並み景観形成支援補助制度について… ④
健康寿命を延ばそう… ⑤

おしらせHOTコーナー
案内・催し・募集… ⑥～⑨
6月各種無料相談／840伝言板… ⑪
第8回「やしお枝豆まつり」開催／第2回「八潮朝市」開催／いきいきやしお写真館… ⑫



詐欺に注意しましょう

【振り込め詐欺被害防止合言葉】▶現金は、本人にしか渡しません。▶振り込みません。知らない人の口座には。▶すぐ相談。電話で「お金」と言われたら。

アセットマネジメントの取り組み

「いつまでもにぎわいのある親しみやすい施設にしたい」

市では、アセットマネジメントに取り組んでいます。今回は、これまでの成果と今後の取り組みについてお知らせします。

アセットマネジメントとは

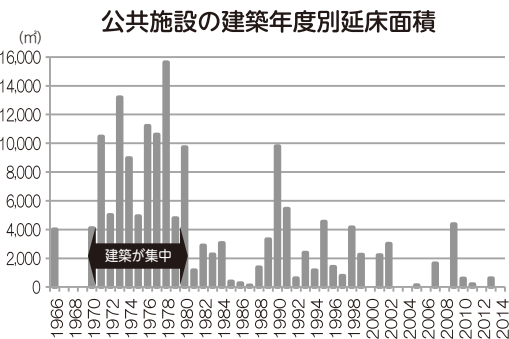
市が所有するまたは使用する公共施設資産（アセット）を最も費用対効果が高く効率的で適切な管理（マネジメント）を推進することです。

これまでの成果

公共施設マネジメント白書

▼公共施設の全容を把握
市内の公共施設の広さは、合計すると、約16万3000平方メートル（東京ドーム約3.5個分）ということが分かりました。

また、施設の多くが昭和40年代から50年代に建てられているため、全体的に古くなっていることも分かりました。

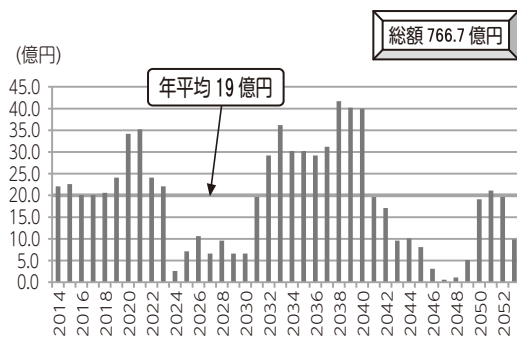


▼維持費を予測

建物を維持するための費用は、古くなるほど増加します。今後40年間、今の施設（建物）

の数や広さを変えずに維持し続けるためには、約766億7千万円が必要です。年平均に換算すると、毎年約19億円必要となることが分かりました（ただし、道路、上下水道などの維持費用は含まれていません）。

問 アセットマネジメント推進課 ☎ 470



公共施設マネジメント基本方針

施設の現状を踏まえ、公共施設の維持管理に関する基本方針を定めました。

- ・施設の量を見直します
- ・サービスの質を見直します
- ・施設を長く使います
- ・余った施設を生かします

公共施設マネジメント基本計画

基本方針に基づき、今後30年間にわたる、公共施設の維持管理に関する基本的な方向性を示しました。

次の項目について検証したうえ、維持に必要な取り組みを進めることを定めました。

今後の取り組み

- ・どのようなサービスがのぞまれているか。
- ・サービスを提供するために建物が必要か。
- ・どのような種類のどのくらいの広さの部屋が必要か。
- ・市でつくるか、民間でもつくるかが可能か。

公共施設を最も費用対効果が高く効率的で適切な管理を推進していくためには、「ムリ・ムラ・ムダ」のない、計画的かつ効率的な施設の維持管理が必要です。

その考えに基づいて取り組みを進めるためには、次のようなチェックが必要です。

▼あまり使われていない施設（部屋）はないか。

施設や部屋の使い方チェ

アセットマネジメントシンポジウムの開催

これまでの公共施設に関する取組結果と今後の取組についての紹介、アセットマネジメントに関する基調講演、公共施設に関するパネルディスカッションを行います。

日 6月10日(土) 午後2時～4時40分

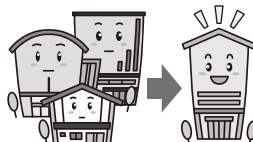
場 八潮メセナホール

出演者＝廣田直行さん（日本大学教授）、松本暢子さん（大妻女子大学教授）、藤井さやかさん（筑波大学准教授）

定 500人（当日先着順）

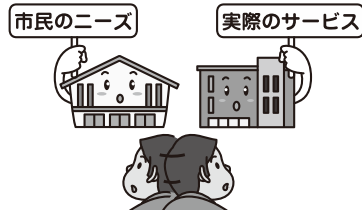
▼民間の力を借りてサービスの充実が可能か。

できるだけお金がかからず、質の良いサービスが提供できないかチェックします。



▼使われ方が似ている施設（部屋）はないか。

似ている施設をまとめることでできないかチェックします。



ツクし、無駄な部屋を少なくします。

集中豪雨に注意しましょう

梅雨時は、前線の活動による大雨が多くなります。市では、河川の水位や降雨の状況により、市民の生命を脅かす危険性が高まった場合に避難勧告・指示などを発令します。身の危険を感じた場合は、自発的に命を守る行動をとりましょう。

問 危機管理防災課 ☎ 305

風水害から命を守るために

勧告・指示など

屋内での待避など

避難指示（緊急）

避難勧告

避難準備・高齢者等避難開始

市民に求める行動

◎屋外での移動が危険な場合や浸水などによる建物倒壊のおそれがないと判断される場合には、自宅や近隣の建物の高い場所へ緊急に一時避難します。

人的被害の発生するおそれが極めて高い状況
◎避難勧告などの発令後で避難中の方は、避難を完了します。
◎避難していない方は、直ちに避難を開始します。その余裕がない方は、屋内にとどまり上階に待避するなどの行動をとります。

人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況
◎避難行動をとれる方は、避難所への避難を開始します。

人的被害の発生する可能性が高まった状況
◎気象情報などに注意を払い、避難の必要について考え、避難を必要と判断する場合は、その準備をします。
◎避難に時間がかかる高齢者・障がいのある方などは、避難行動を開始します。

市民への伝達方法

河川の水位や降雨の状況を考慮し、必要に応じた方法で情報を発信します。

- サイレン
- 防災行政無線※
- 緊急速報メール
- やしお840メール配信サービス
- テレビ、ラジオ、インターネット
- 広報車
- 自主防災組織
- 消防車両

※防災行政無線が聞き取りにくいときは、防災行政無線テレホンサービス（☎0120-840-225）で確認できます。

国民健康保険からの お知らせ



国民健康保険の資格、給付、保健事業についてお知らせします。
届け出にはマイナンバーカード（個人番号カード）など、本人確認
ができるものをお持ちください。

問 国保年金課 ☎ 214

資 格

次のいずれかに該当する方は、国民健康保険（国保）の加入または脱退手続きが必要です。

加入（資格取得）

国社会保険、共済組合、国民健康保険組合など職場の健康保険を喪失した方で、任意継続や他の健康保険に加入していない方

特 離職および喪失の確認ができる書類（離職票、社会保険資格喪失証明書など）、年金手帳（60歳未満の方で、国民年金加入者を除く）

脱退（資格喪失）

国国保に加入していた方で、社会保険、共済組合、国民健康保険組合などの健康保険に加入した方

特 新しい保険証、国民健康保険証

給 付

出産したとき

被保険者が出産したとき、出産育児一時金（42万円）を支給します（出産の翌日から起算し、2年を経過すると支

給不可）。

① 直接支払制度

医療機関と被保険者が申請および受領の契約をすることにより、国保から医療機関へ出産育児一時金が直接支払われます。

② 受取代理制度

直接支払制度の取り扱いがなく、国へ受取代理制度取り扱いの届け出をした医療機関で出産するときに利用できます。

③ 国保年金課へ申請

①②の制度を利用しなかった場合は、国保年金課への申請により出産後に42万円を支給します。

医療費が高額になるとき

1カ月の世帯ごとに設定された「自己負担限度額」を超えた額は、「高額療養費」になります。

① 事前申請する場合

入院や高額な外来診療をするときは、事前に国保年金課で「限度額認定証」の交付を受け、医療機関の窓口で提示すると、表1または表2の自己負担限度額（月の1日～末日ごとの計算）までの支払いとなります。

特 保険証、世帯主の印鑑、平成28年以降に転入した方は、前住所地の課税または非課税

証明書

※国民健康保険税を滞納している場合、限度額認定証は発行できません。

※70歳以上75歳未満で課税世帯の方は、「高齢受給者証」を提示してください。また、非課税世帯の方は、「限度額適用・標準負担額減額認定証」の交付を受けてください。

② 事前申請しなかった場合

①の事前申請で限度額認定証を利用しなかった場合など申該当世帯主に、受診月の2カ月後以降に送付される高額療養費支給申請書を国保年金課へ

※診療月の翌月の1日から起算し、2年を過ぎると支給不可

※差額ベッド代、食事代、保険外診療は対象になりません。また、途中で保険が変更になった場合は、別計算です。

● 「高額療養費の自己負担限度額」の計算方法は、年齢区分により、次のとおりです。

● 70歳未満の方の場合（表1）

① 医療機関ごとに別々に計算し、自己負担額2万1千円以上支払ったものが計算対象です。

② 同じ医療機関でも入院と外来は別々に計算します。また、歯科についても別計算です。
● 70歳以上75歳未満の方の場合

合（表2） 外来は個人単位で計算し、入院を含む自己負担限度額は世帯単位で合算します。※平成29年8月と平成30年8月の二段階で自己負担限度額が変更されます。

介護保険の受給者がいるとき

同じ世帯で医療費と介護サービス費の両方が高額になった場合は、申請により医療と介護を合算した自己負担限度額（表3）を超えた分を高額介護合算療養費として支給します。

1年間を通して八潮市国保に該当する世帯には申請書を送付します（保険の変更があった方はお問い合わせください）。

交通事故に遭ったとき

交通事故など第三者（加害

者）の行為だけがをした場合でも、「第三者行為による被害届」を提出すれば国保を使うことができます（給付制限に該当する場合や、仕事・通勤途中は除く）。

なお、届出前に加害者から治療費を受け取ったり、示談を済ませた場合は、国保が使えなくなることがあります。国保を使う場合は、できるだけ早めに届け出をしてください。

亡くなったとき

被保険者が亡くなったとき、葬祭を行った方（喪主）に葬祭費5万円を支給します（葬儀日の翌日から起算し、2年を過ぎると支給不可）。

特 保険証、喪主の印鑑、喪主の預貯金通帳
※亡くなった方と喪主が別世帯の場合は葬儀の領収書

保健事業

健康診査補助金・脳ドック補助金

国八潮市国保被保険者の資格が1年以上ある40歳以上の方で、国民健康保険税・市税を滞納していない方（健康診査補助金は、かつ70歳未満の方までが対象）

特 医療機関の領収書（受診費用が分かるもの）、保険証、世帯主の印鑑、世帯主名義の預貯金通帳、検診結果の写し（健康診査補助金のみ）

国 健康診査補助金 市が実施する検診時に申請書を提出すると費用が無料。
また、市が実施する以外の検診を受けた場合は、市が実施する検診の自己負担金と同額を補助。

補助項目 肺がん、胃がん、大腸がん、骨粗しょう症（女性のみ）、乳がん（2年に1度）、子宮頸がん（2年に1度）、肝炎ウイルス検診（過去に補助を受けていない方のみ）

▼ 脳ドック補助金 脳ドック検査費用の7割（限度額Ⅱ2万5千円）

- ※1 同一世帯に、住民税課税所得145万円以上の70歳以上75歳未満の国保被保険者がいる方。ただし、70歳以上75歳未満の国保被保険者が、1人の場合収入383万円未満、2人以上の場合収入合計520万円未満、1人で収入383万円以上ある方がいるが、同一世帯に後期高齢者医療制度へ移行する方（旧国保被保険者）を含めた収入合計が520万円未満の場合は、申請により「一般」の区分と同様になります。
- ※2 同一世帯の世帯主とすべての国保被保険者が、住民税非課税の世帯に属する方（低所得Ⅰ以外の方）。
- ※3 同一世帯の世帯主とすべての国保被保険者が、住民税非課税でその世帯の各所得から必要経費・控除（年金の所得の控除額を80万円として計算）を差し引いたときに0円となる世帯に属する方。

表1 70歳未満の方の自己負担限度額（月額）

区分	所得要件	自己負担限度額
ア	旧ただし書き所得 901万円超	252,600円＋（総医療費－842,000）×1％ <多数回該当 140,100円>
イ	旧ただし書き所得 600万円超～901万円以下	167,400円＋（総医療費－558,000）×1％ <多数回該当 93,000円>
ウ	旧ただし書き所得 210万円超～600万円以下	80,100円＋（総医療費－267,000）×1％ <多数回該当 44,400円>
エ	旧ただし書き所得 210万円以下	57,600円<多数回該当 44,400円>
オ	住民税非課税	35,400円<多数回該当 24,600円>

注1：住民税の申告のない方がいる場合、アの区分とみなされます。
注2：旧ただし書き所得とは、総所得金額から基礎控除「33万円」を除いた額です。
注3：多数回該当とは、過去12カ月間で、同じ世帯での支給が4回以上あった場合の、4回目以降の限度額を示します。

表2 70歳以上75歳未満の方の自己負担限度額（月額）

区分	平成29年7月まで		平成29年8月～30年7月	
	外来（個人単位）	外来＋入院（世帯単位）	外来（個人単位）	外来＋入院（世帯単位）
現役並み所得※1	44,400円	80,100円＋（医療費－267,000円）×1％ （過去12カ月以内に限度額を超えた支給が4回以上あった場合、4回目以降は44,400円）	57,600円	変更なし
一般	12,000円	44,400円	14,000円 【年間上限】144,000円	57,600円 （過去12カ月以内に限度額を超えた支給が4回以上あった場合、4回目以降は44,400円）
低所得Ⅱ※2	8,000円	24,600円	変更なし	変更なし
低所得Ⅰ※3	8,000円	15,000円	変更なし	変更なし

平成30年8月以降の自己負担限度額についてはお問い合わせください。

表3 医療と介護の自己負担合算後の限度額（平成29年8月～平成30年7月）

70歳未満	所得要件	限度額
	旧ただし書き所得 901万円超	2,120,000円
	旧ただし書き所得 600万円超～901万円以下	1,410,000円
	旧ただし書き所得 210万円超～600万円以下	670,000円
	旧ただし書き所得 210万円以下	600,000円
住民税非課税		340,000円
70歳以上	区分	限度額
	現役並み所得※1	670,000円
	一般	560,000円
	低所得Ⅱ※2	310,000円
	低所得Ⅰ※3	190,000円



民生委員制度創設
100周年シンボルマーク

お気軽に「相談ください」

あなたのまちの民生委員・児童委員

5月12日は「民生委員・児童委員の日」です。今年度は、民生委員制度創設100周年を迎える記念すべき年です。民生委員・児童委員は、日常生活で困ったことや、心配ごとなどの相談に応じ、行政や関係機関との調整役を果たすなど地域の頼れる存在です。この制度をより多くの方に知ってもらうために民生委員・児童委員の活動内容などについて紹介します。

民生委員・児童委員とは

民生委員・児童委員は、民生委員法によって設置が定められており、厚生労働大臣に委嘱された非常勤特別職の地方公務員です。

市内では、118人の委員が活動しています。

民生委員・児童委員の役割

民生委員・児童委員は、「行政や専門機関など関係機関へつなぐ役割」を担っています。地域の皆さんと同じ立場で相談に乗り、問題解決に向けて適切な機関と地域の重要なパイプ役として働いています。

民生委員・児童委員の活動内容

民生委員・児童委員は、社会福祉の精神をもって、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行います。

近年増加している一人暮らし高齢者の孤独死の問題や児童虐待に対し、地域住民に根ざした活動を生かして、専門的な支援につなげていく役割を担っています。

相談したいとき

民生委員・児童委員には、住所により担当地区が定められていますので、社会福祉課

問 社会福祉課 ☎316

身近な民生委員へ「相談を！」

八潮市民生委員・児童委員協議会
会長 篠木 猛さん



●活動を始めてから気づいたことはありますか。

28年前に委嘱された当時は高齢者に関する問題が大きなウエイトを占めていましたが、近年は、ひきこもり、虐待、DV、子どもの貧困など、問題が多様化し、より深刻化したと感じています。

●活動時に気をつけていることはありますか。

公平公正を旨として出会った皆さんと等しく接する事、また、活動するうえで知り得た情報をしっかりと守ること、絶えず気を配っています。

●活動を振り返って印象に残っている出来事がありますか。

問を重ねるうち、「学区の小学校に通いたい」との本人の強い希望があり、学区内の校長先生と話し合いを重ねました。そして見学という形で数回授業に参加することになり、私も同伴させていただきました。一生懸命授業に取り組んでいるその時の男の子の輝いた笑顔が強く心に残っています。

●市民の皆さんにメッセージをお願いします。

個人情報に対する個人の意識が高まり、民生委員の力だけでは地域の情報を得るのも難しくなっています。皆さんから細かな情報を民生委員にお寄せいただければ、より一層地域福祉の発展につながっていくものと考えています。

八潮らしい街並み景観 形成支援補助制度について

50年、100年先を見据え、地域に根ざした八潮らしい街並みづくりを推進するため、やしお家づくりデザインマナーブックに基づいた住宅を建築する方に、費用の一部を補助します。

問 都市計画課 ☎346

■対象住宅

申込資格を満たす方で、「家づくり補助基準」に基づき、新築工事を行う個人住宅

■対象地域

用途地域が、第一種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、準工業地域

■対象工事

○「家づくり補助基準」に適合(全20項目)

○一定の居住機能(玄関、台所、便所、浴槽)が完備

○敷地面積が100平方メートル以上かつ500平方メートル未満

○請負金額が1000万円以上(消費税を除く)の工事(ただし、カーポート、物置倉庫などの費用は除く)

■補助金額

1棟あたり一律100万円

■補助件数

2棟分(申込順)

■申込資格

○申込日現在、市に1年以上住所を有する方または市内の土地区画整理事業で公売中の保留地を購入した方

○市税を滞納していない方

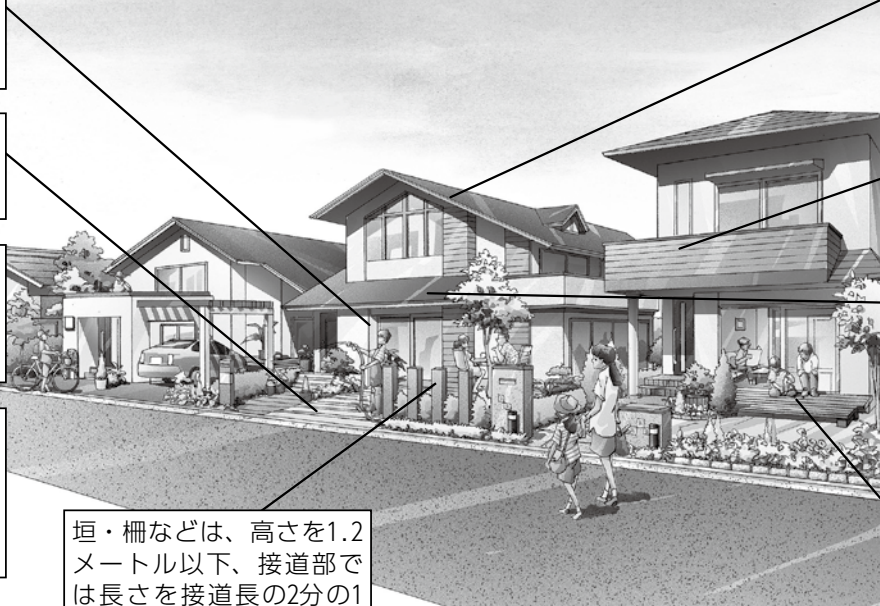
○補助金の交付決定前に、工事を着手していない方

○工事完了後に一定期間、住宅を公開し、市が発行する広報紙、市ホームページおよびパンフレットに掲載すること

を承諾できる方

○過去に本制度による補助金の交付を受けていない方

◆家づくり補助基準の主な具体例



玄関には、庇や軒下の空間を設け、鉢植えなどを配置する。

舗装材の素材などに配慮する。

通りから見える箇所には、中高木を植える。

屋外設備(室外機)などを通りから見えにくい箇所に設置する。

垣・柵などは、高さを1.2メートル以下、接道部では長さを接道長の2分の1以下とする。

屋根は、街並みの連続性を感じさせる切妻や寄棟などの傾斜屋根とする。

道路に面した外壁には見附面積の20パーセント以上に自然素材を用いる。

住宅のアクセントとして、道路に面した1階部分に軒先または庇を設ける。

縁側やテラスなどを設置する。

■申込方法
12月8日までに、所定の申請書(都市計画課またはホームページで入手)などを都市

計画課窓口へ(郵送不可)
※家づくり補助基準や必要書類など、詳しくは、お問い合わせください。

健康寿命を延ばそう！

生涯健康で生き生きした生活を送るために、生活習慣を見直し、健康寿命を延ばしましょう。

八潮市と健康寿命

健康寿命とは、健康で自立した生活ができる期間のことです。県では、65歳になつてから「要介護2※」以上になるまでの期間としています。

八潮市の「健康寿命」は、男女ともに県平均より短い傾向にあります。

健康寿命の延伸を阻害する原因の一つは生活習慣病です。肥満、高血圧、脂質異常、高血糖、運動不足、喫煙、ストレスなどは生活習慣病になるリスクを高めます。

いつまでも健康で元気に暮らしたいという願いは、市民の皆さんの共通の願いです。生活習慣の見直しなどを行って、健康寿命を延ばしましょう。

肥満？
高血圧？
運動不足？
ストレス？



第2次八潮市健康づくり行動計画の領域

基本領域 自分を知る

自分を知ることが健康づくりの第一歩
～年に1度は健康診断を受けよう！～

①栄養・食生活

1日3食食べよう！
～バランスのよい食事をしよう！～

③休養・こころの健康

毎日 笑顔で 気持ちよく！
～笑う八潮に福きたる～

②身体活動・運動

仲間と楽しくからだを動かそう！
～仲間と一緒に運動習慣～

④歯・口腔の健康

歯とお口は健康の基本
～ケア名人で歯とお口に自信を持とう！～

健康づくりのヒント

※「要介護2」とは、食事や排泄、移動など日常生活で介助が必要となる状態。

市では、平成26年3月に「第2次八潮市健康づくり行動計画」を策定しました。「健康寿命を延ばそう！」地域の力で一人ひとりが健康づくりを基本理念として、5領域（基本領域と4つの領域）において、健康づくりの取り組みを推進しています。

基本領域「自分を知る」

定期的に健診（検診）を受ける

領域1「栄養・食生活」

健康な生活を維持するためには、自分のからだに合った食生活をおくることが大切です。



け、自分の健康状態を知ることが、日頃の健康管理につながります。年に1度は健康診断を受けましょう。

○「各種健診（検診）※」を利用しましょう。

○日頃から相談できる「かかりつけ医」をもちましょう。

領域2「身体活動・運動」

生涯を通じて自立した生活を営むには、運動習慣を身につけ、さまざまな機会を通して体を動かすことが大切です。今より10分多く体を動かすプラス10（テン）を心がけましょう。

○ウォーキングマップを利用し、市内散策をしましょう。

○毎日1万歩を目指して歩き、健康づくりに取り組む「やしお毎日1万歩運動」などの事業を利用しましょう。



料理教室



やしお毎日1万歩運動ウォーキング講座



ウォーキングマップ



図

ハッピーごまちゃん手ばかり健康法(簡略版)

1食または1日に何をどれだけ食べればよいか、自分の手を使って、栄養バランスのとれた食事の目安量が簡単に分かる方法です。



主食(1食分)

『ごはん・パン・めんなど』



- ・ごはん・めんは両手にのる量
- ・パンは片手にのる量

副菜(1食分は約120グラム)

『野菜・きのこ・海藻など』



- ・生で食べる時は両手に山盛り1杯
- ・調理した野菜は片手に軽く山盛り1杯

主菜(1食に1皿)

『魚・肉など』



- ①魚
 - ・さばなど脂肪の多い魚は手のひらの大きさ
 - ・魚の切り身なら片手にのる大きさ
- ②肉
 - ・とり肉・厚切り肉なら手のひらの大きさ
 - ・薄切りの肉なら片手に3～4枚

果物・乳製品(1日に1回)



果物はみかんなら1個・りんごなら2分の1個
牛乳は1本(約200cc)またはヨーグルト1カップとスライスチーズ1枚

領域3「休養・こころの健康」

休養は、食生活や運動とともに、健康のためには不可欠です。こころと体のバランスを保つためには、生活リズムを整え、休養を十分に取り、ストレスを自己管理することが大切です。

こころの健康に関心をもちましょう。

○自分に合ったストレス解消法をもちましょう。

○一人で悩まず誰かに相談しましょう。専門医による「こころの健康相談」を利用しましょう。

領域4「歯・口腔の健康」

噛む、飲む、味わう、話す、歌うなど、歯や口の役割は豊かに生きるための原点だと言



楽しく！
無理せず！
仲間とともに！
身近なところで！
継続して！



※各種健診（検診）・教室の案内は、広報やしお10面の「保健センターからのお知らせ」のコーナーをご覧ください。

お知らせHOTコーナー 案内

市民課日曜窓口業務の変更

市民課日曜窓口の開庁時間および業務内容を下記のとおり変更します。

市民課 ☎ 411

5月まで	毎週日曜日 午前8時30分～午後5時15分（正午～午後1時を除く） 住民票の写し、印鑑証明、戸籍証明などの証明発行のみ
6月から	第2日曜日 午前9時～午後5時（正午～午後1時を除く） 住民票の写しなどの証明発行、転入・転出などの住民異動届出、印鑑登録、戸籍の届出、マイナンバーカード交付 ※住民基本台帳カード、マイナンバーカードを利用する転入届は、ネットワークシステムが停止しているため受付できません。 ※届出内容によっては、他市町村への照会や市民課以外の課で手続きが必要となる場合は、後日来庁をお願いすることがあります。 その他の日曜日 午前9時～正午 住民票の写し、印鑑証明、戸籍証明などの証明発行のみ（資料館・ゆまにてでの申請を含む） 住民異動届出は受付できません。

コンビニ交付サービスの一時利用停止

システムメンテナンス作業のため、証明書のコンビニ交付サービスを一時停止します。

6月8日(木) 午後6時～11時

住民票・印鑑証明・戸籍関連＝市民課 ☎ 411

課税所得証明・非課税証明関連＝市民課 ☎ 206

会議の開催

八潮市社会教育審議会の傍聴
5月22日(月) 午前10時～正午（受付 午前9時30分）
場教育委員会会議室
平成28年度社会教育事業報告など
10人（当日先着順）

案内

社会教育課 ☎ 365
第1回八潮市公共施設マネジメント推進委員会の傍聴
5月22日(月) 午後3時～4時
場第2応接室
八潮市公共施設マネジメントアクションプラン（素案）の審議
5人（当日先着順）
アセットマネジメント推進課 ☎ 470
第1回八潮市高齢者福祉施設やしお苑運営委員会の傍聴
5月25日(木) 午後2時～3時30分
場やしお生涯学習館セミナー室4
内市民活動の推進に関する事項について
10人（当日先着順）
八潮メセナ会議室
八潮市高齢者福祉施設やしお苑運営委員会平成28年度事業報告について
10人（当日先着順）
間長寿介護課 ☎ 447
第1回八潮市市民活動推進委員会の傍聴
5月26日(金) 午後2時～
場やしお生涯学習館セミナー室4
内市民活動の推進に関する事項について
10人（当日先着順）

お知らせ
HOT
コーナー



市役所の電話
996-2111
FAX
995-7367

防災行政無線
テレホンサービス
0120-840-225
防災行政無線で放送した内容が聞き取れなかった場合、再度聞き直せます（定時放送を除く）。通話料は無料です。

中小企業不況対策融資制度

不況時における特別措置として、中小企業の方を対象に経営の安定のために必要な資金の融資のあっせんを行います。

例次のすべてに該当する方
1. 最近3カ月の月平均売上額が、昨年同期と比べて10パーセント以上減少しているか、2年前若しくは3年前の同期と比べて10パーセント以上減少している、かつ前年同期に比べて5パーセント以上減少している方
2. 市内で1年以上事業を営んでいる方
3. 期限の到来している市税を完納している方
4. 限度額 1,000万円（運転資金）
5. 償還期間 10年以内（据え置き・1年以内含む）
6. 利率 1.2パーセント（平成29年4月現在）
7. 信用保証料 埼玉県信用保証協会へ支払った保証料を全額補助
8. 保証人 原則として個人は不要、法人は代表者のみ
9. 担保 必要に応じて求める
10. 申事前 金融機関に相談のうえ、5月15日から平成30年1月31日までに、商工観光課（☎479）へ
※予算枠に達し次第締め切り

市工業振興基金を活用した支援制度

工業の振興に向け、基金を活用した支援を行います。

例次のすべてに該当する方
1. 市内で引き続き1年以上事業を営んでいる中小企業の方
2. 申込日現在、市税の滞納がない方
3. 他の制度による助成を受けていない方
4. 4月から平成30年2月末日までに下記の対象事業が見込まれる方

対象事業

- 産学官共同研究事業
市内の中小企業が新製品開発などのため、大学などと共同研究
- 国際規格等認証取得事業
市内の中小企業がISO9001・14001およびエコアクション21の認証を新規取得
- 工業新製品開発事業
市内の中小企業が行う一定の工業新製品開発
- 経営革新計画承認企業などが行う機械装置などの購入・修繕事業
機械装置、工具器具の購入または修繕費

補助額

- 産学官共同研究事業、ISO認証取得事業、工業新製品開発事業
経費のうち、2分の1に相当する額（100円未満切り捨て、限度額30万円）
- エコアクション21認証取得事業、経営革新計画承認企業などが行う機械装置などの購入・修繕事業
経費のうち、2分の1に相当する額（100円未満切り捨て、限度額10万円）
5月15日から6月30日までに、商工観光課（☎479）へ
※予算枠に達し次第締め切り

工業統計調査

調査は、従業者4人以上のすべての製造事業所を対象に、平成29年6月1日時点で実施します。

調査の結果は中小企業施策や地域振興など、国および地方行政施策のための基礎資料として活用されます。

5月中旬から下旬にかけて、県から委嘱された統計調査員が、調査票の配布に伺います。

企画経営課 ☎ 233

総合相談の開催

5月19日(金) 午後1時20分～4時
※弁護士による法律相談のみ電話予約制 5月17日(水) 午前9時～

工業統計調査

調査は、従業者4人以上のすべての製造事業所を対象に、平成29年6月1日時点で実施します。

調査の結果は中小企業施策や地域振興など、国および地方行政施策のための基礎資料として活用されます。

5月中旬から下旬にかけて、県から委嘱された統計調査員が、調査票の配布に伺います。

企画経営課 ☎ 233

総合相談の開催

5月19日(金) 午後1時20分～4時
※弁護士による法律相談のみ電話予約制 5月17日(水) 午前9時～

工業統計調査

調査は、従業者4人以上のすべての製造事業所を対象に、平成29年6月1日時点で実施します。

調査の結果は中小企業施策や地域振興など、国および地方行政施策のための基礎資料として活用されます。

5月中旬から下旬にかけて、県から委嘱された統計調査員が、調査票の配布に伺います。

企画経営課 ☎ 233

総合相談の開催

5月19日(金) 午後1時20分～4時
※弁護士による法律相談のみ電話予約制 5月17日(水) 午前9時～

工業統計調査

調査は、従業者4人以上のすべての製造事業所を対象に、平成29年6月1日時点で実施します。

調査の結果は中小企業施策や地域振興など、国および地方行政施策のための基礎資料として活用されます。

5月中旬から下旬にかけて、県から委嘱された統計調査員が、調査票の配布に伺います。

企画経営課 ☎ 233

総合相談の開催

5月19日(金) 午後1時20分～4時
※弁護士による法律相談のみ電話予約制 5月17日(水) 午前9時～